

令和7年4月1日～

【医療機関・認定補聴器専門店向け】

## 平内町高齢者補聴器購入費助成事業について

平内町役場 福祉介護課 介護保険係 TEL:017-755-2114

### ●事業の概要について

平内町では、令和7年4月1日より聴力の低下により日常生活に支障をきたしている65歳以上の高齢者に対して、コミュニケーション能力の維持や認知症予防となるよう、補聴器購入にかかる費用の一部を助成することといたしました。

### ●事業対象者の要件について(以下の(1)～(5)全ての要件を満たす方)

(1) 平内町に住所がある満65歳以上の町民の方(※)

(※) 平内町の介護保険資格を持っている方が対象。

(2) 両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外の方。

**(3)補聴器相談医により補聴器の必要性が認められた方**

**(4)認定補聴器専門店から補聴器を購入すること。**

(5) 過去5年間、この事業の助成を受けていない方。

助成を受けるために、「補聴器相談医が発行した補聴器の必要性を認める医師意見書の提出」や、「認定補聴器専門店での購入」をお願いしています。「**診察、検査の実施 及び 本事業の該当者への医師意見書の発行**」や「**補聴器の購入に係る見積書、領収書の発行**」のご協力をお願いいたします。

### ●助成対象と助成費用について

**補聴器本体購入費用**に対して**30,000円**を上限として助成いたします。

(※) こちらの事業に申請する前に購入されたものや、交付決定される前に購入されたものは対象外になります。

(※) 「補聴器」とは、集音器を除き管理医療機器として認証を得ている新品のものに限ります。

(※) 片耳、両耳問わず上限は30,000円です。

(※) 本体購入費用以外の購入前に係る費用や購入後のメンテナンス等の費用は対象外です。

## ●申請から助成までの流れについて

### ①申請書等の入手

福祉介護課介護保険係の窓口かホームページにて、申請書と医師意見書(補聴器適合に関する診療情報提供書(2018))を入手します。

### ②耳鼻科の補聴器相談医に受診

1. 医師意見書を持参して補聴器相談医に受診してください。
2. 医師に補聴器の使用が必要と確認されたら、医師意見書の作成を依頼して下さい。**受診料、検査料、文書料等は自己負担となります。**  
※医療費控除もお考えの場合は、補聴器相談医へご相談ください。

### ③認定補聴器専門店で見積書を作成

申請書と医師に記入してもらった医師意見書を持参して、認定補聴器専門店で補聴器を選び見積書を作成してもらいます。

### ④町へ申請と決定

1. 必要事項にご記入の上、申請書、医師意見書と見積書を福祉介護課介護保険係に提出します。  
※医師意見書作成日から6ヶ月以内を目途に提出してください。
2. 助成対象の場合、決定通知書と請求書(町指定様式)が届きます。**この決定通知書が届いたら補聴器を購入可能になります。**

### ⑤購入・助成

1. 決定通知書、請求書(町指定様式)と医師意見書を持参して、見積書を依頼した認定補聴器専門店で補聴器を購入し領収書を発行してもらいます。
2. 必要事項にご記入の上、請求書と領収書を福祉介護課介護保険係に提出してください。  
※請求書申請者欄には、必ずご記名及びご押印をお願いいたします。  
※決定通知書が属する年度内に提出してください。
3. 書類精査が完了後、申請者本人名義の口座に助成金を振り込みます。 2

## ●補聴器相談医での検査等について

### ①患者様が医療機関に来られたら

- ・患者様は、医師意見書(補聴器適合に関する診療情報提供書(2018))を持参して来院されます。持参していない場合、福祉介護課介護保険係にて入手するようご案内ください。
- ・保険診療にて診察をお願いします。

### ②聴力検査の実施

- ・事業対象者の要件を確認のうえ、聴力検査を実施してください。

### ③補聴器購入費助成の可否判断について

- ・検査の結果、中等度難聴(30dB 以上 70dB 未満)と診断された方を原則として助成対象としています。
- ・検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる方には、福祉介護課福祉係(017-755-2114)へ相談するようご案内ください。

### ④医師意見書への記入等について

- ・助成対象と判断された場合、医師意見書への記入をお願いします。
- ・結果確認のため、医師意見書にオージオグラムをご記入いただくか、貼付してください。
- ・記入いただいた医師意見書は、患者様へお渡しください。
- ・渡された医師意見書をどうするかわからない患者様がいらっしゃいましたら、福祉介護課介護保険係に申請書とともに提出するようご案内ください。

### ⑤医師意見書への記入にかかる文書料について

- ・医師意見書は文書料として、医療機関から患者様にご請求ください。
- ・受診料や検査料、文書料等は自己負担となります。町からの助成はありません。
- ・診察及び検査の結果、助成対象とならない場合(補聴器が不要な場合など)は、患者様へ口頭で結果をお伝えいただき医師意見書への記入(文書料の請求)はしないようにお願いします。

## ●認定補聴器専門店での購入について

### ①補聴器の選択、見積もりについて

- ・購入希望者は、**申請書**と医師に記入してもらった**医師意見書**を持参して来店されます。
- ・申請書記入項目の「**補聴器の種類**」及び「**希望する補装具業者**」の部分の記入の参考となるよう、**購入希望者にお伝えいただくか見積書に詳細をご記入いただきますようお願いいたします。**

### ②補聴器の購入について

- ・平内町では、**助成対象として決定通知書が発行されている対象者が認定補聴器専門店で補聴器を購入した場合**を助成対象としています。対象者が購入のために来店された際は、**必ず決定通知書の有無をご確認いただきますようお願いいたします。**
- ・**決定通知書**がわからない方がいらっしゃいましたら、福祉介護課介護保険係に確認するようご案内ください。

### ③補聴器の購入費用について

- ・平内町における購入費用の助成は、本人に助成金を振り込んでの助成となっています。購入時に本人が店に全額お支払いいただくこととなっております。
- ・補聴器購入後の調整、故障による修理費用等については自己負担となっております。

#### 【お問合せ先】

平内町役場 福祉介護課 介護保険係 TEL:017-755-2114